

市川市物品調達電子入札試行実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市川市が行う公共調達のうち、契約課が発注する財産の買入れ及び製造の請負（以下「物品調達」という。）に係る競争入札を電子入札システムにより行う場合における入札は、電子入札運用基準を制定するまでの間は試行とし、その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、市川市財務規則（昭和60年規則第4号）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の「電子入札システム」とは、ちば電子調達システムの中の電子入札システム及び入札情報サービスを利用して、入札案件の公告から案件登録、参加資格確認申請、参加資格確認通知、入札、落札者の決定、開札結果の公開までの一連の事務を行うシステムをいう。

(システムの利用等)

第3条 電子入札システムの利用に際しては、千葉県電子自治体共同運営協議会（以下「協議会」という。）が定めるちば電子調達システムの電子入札システム運用基準及び電子入札システム運用要領による。

2 入札情報サービスの利用に際しては、協議会が定めるちば電子調達システムの入札情報サービス運用基準及び入札情報サービス運用要領による。

3 電子入札システムの障害等により、電子入札の執行ができないことが判明したとき又は電子入札に参加しようとする者が電子入札システムを利用できないときは、入札の執行の延期又は市川市物品調達電子入札試行実施要領に関わる紙入札移行の運用基準に基づき紙入札への移行を行うものとする。

4 電子入札に参加しようとする者が電子入札システムの利用ができず、紙入札への移行を行う場合は、市川市物品調達電子入札試行実施要領に関わる紙入札移行の運用基準による。なお、紙入札への移行が承認された場合は、入札書、辞退届等を紙で提出するものとする。

(対象)

第4条 この要領の対象となる電子入札システムを利用した物品調達の入札（以下「電子入札」という。）は、原則として1件当たりの購入予定額が80万円を超える物品調達とする。

2 物品調達の電子入札とする案件は個別の公告等において定めるものとする。

3 物品調達の電子入札において、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度（以下「低価

格入札制度」という。)を適用する場合は、それぞれ市川市低入札価格調査制度に関する要綱又は市川市最低制限価格制度に関する要綱の規定による。

(契約の方法)

第5条 電子入札システムを利用した契約の方法は、原則として一般競争入札とする。

(資格要件等)

第6条 電子入札に関する資格要件等に関する事項については、市川市物品購入業者資格要件等設定要領の例による。

(入札情報サービス)

第7条 電子入札に関する次の各号に掲げる事項の公表及び閲覧は、入札情報サービスを利用して行うものとする。なお、公表に関する運用は市川市物品購入入札契約に係る情報の公表に関する事務運用要領による。

- (1) 電子入札の公告
- (2) 物品購入の積算に必要な設計書、図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)
- (3) 電子入札の結果

2 前項の規定にかかわらず、入札情報サービスにより難しいときはほかの方法により公表及び閲覧を行うことができる。

(資格確認申請)

第8条 電子入札に参加しようとする者は、競争参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を電子入札の公告で定める申請期間内に電子入札システムにより作成し、次の各号に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。ただし、電子入札システム上の都合により提出することができない確認申請書以外の書類については、郵送又は持参により提出するものとする。

- (1) 誓約書
- (2) 前号に定めるもののほか、資格審査に必要と認めた書類

2 電子入札に参加する者の入札保証金の納入に関する事項は、個別の公告等に定めるものとする。

(資格審査)

第9条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、提出された確認申請書等に基づき一覧表を作成し、その適格の有無の審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、適格であると決定された者(以下「適格者」という。)については、競争参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)を速やかに電子入札シ

システムにより通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、適格でないと決定された者（以下「不適格者」という。）については、その旨の確認通知書を前項同様速やかに電子入札システムにより通知するものとする。

4 前2項の場合において、電子入札システムによる通知が困難である場合は、電子メールその他の方法により通知できるものとする。

（見積期間及び入札の期間）

第10条 電子入札に係る入札価格作成のための見積期間は、市川市物品購入一般競争入札実施要領による。

2 電子入札の期間は、原則として2日以上の間を設けるものとする。

3 電子入札の開札は、原則として前項の期間の最終日の翌日以降とする。

（入札等）

第11条 電子入札に参加する者は、入札書を電子入札システムにより作成し、入札情報サービスにより公告に示した時刻（以下「入札書受付締切予定時刻」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

2 電子入札に参加できる者は、電子入札システムによる確認通知書の交付を受けた者とする。

3 電子入札に参加する者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

4 入札書の提出とともに電子入札システムにより内訳書を提出するものとする。

（入札辞退）

第12条 確認通知書の交付を受けた者は、入札書受付締切予定時刻までは、いつでも電子入札を辞退することができる。

2 確認通知書の交付を受けた者が、電子入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を、入札書受付締切予定時刻までに提出するものとする。

3 電子入札を辞退した者は、これを理由として以後の競争入札の参加等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 電子入札に参加する者が、入札書受付締切予定時刻までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、辞退として取り扱うものとする。

（開札）

第13条 市長は、公告等で指定した開札開始日時に電子入札の開札を行う。なお、電子入札の開札は、入札執行者及びその関係職員の2人以上で行うものとする。

(落札者の決定)

第14条 電子入札の開札の結果、地方自治法第234条に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格申込者」という。）を落札者として決定し、直ちにその旨を電子入札システムにより入札に参加した者全員に通知するものとする。

2 低価格入札制度を適用する場合は、次の各号に掲げる者を落札者として決定し、直ちにその旨を電子入札システムにより入札に参加した者全員に通知するものとする。

(1) 市川市低入札価格調査制度に関する要綱に定める失格判定基準価格（以下「失格判定基準価格」という。）以上の最低価格申込者（調査基準価格に満たない者の入札があつて、入札を保留する場合を除く。）

(2) 市川市最低制限価格制度に関する要綱に定める最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）以上の最低価格申込者

(3) 施行令第167条の10の2第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者となるべき者（以下「落札者となるべき者」という。）

3 低価格入札制度を適用し、市川市低入札価格調査制度に関する要綱に定める低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うため入札を保留する場合は、当該調査の後に落札者を決定する。

(電子くじの実施)

第15条 第14条で規定する最低価格申込者又は落札者となるべき者が二人以上あるときは、当該入札をした者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を決定する。

(入札の取りやめ等)

第16条 電子入札に参加する者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき又は本市の都合により、当該電子入札を延期し若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

(無効となる入札)

第17条 次の各号に掲げる電子入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 必要事項を欠く入札
- (3) 明らかに連合であると認められる入札
- (4) 電子証明書を不正に使用した入札

- (5) 内訳書の提出が必要な入札において、内訳書の提出のない入札
- (6) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第18条 次の各号に掲げる電子入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額による入札
- (2) 失格判定基準価格を設定した入札において、当該失格判定基準価格を下回る金額による入札
- (3) 低入札価格調査の結果、落札者とすべきでない旨の報告がある入札

(再度入札)

第19条 電子入札を開札した場合において、各人の電子入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、入札を行った日の翌日以降に電子入札システムによる再度入札を行うことができる。

- 2 前項の場合において、再度入札の回数は1回までとする。
- 3 再度入札の期間は、原則として1日以上の間を設け、開札は入札の期間の最終日以降とする。
- 4 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で、入札が無効となった者以外の者とする。

(入札の不調)

第20条 電子入札（前条に規定する再度入札を含む。）の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合及び入札参加者がいない場合は、入札を不調とする。

(入札立会人)

第21条 電子入札の開札において、入札執行者及びその関係職員のほか、入札立会人をおく。ただし、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

2 前項に規定する入札立会人は、当該電子入札に参加する者をもって充てる。この場合において代理人をして立会いさせるときは、委任状を持参し入札執行者に提出するものとする。

(要領に定めのない事項)

第22条 電子入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、市川市物品購入一般競争入札実施要領の例による。

(指名競争入札における準用)

第23条 指名競争入札においては、この要領中、「市川市物品購入一般競争入札実施要領」とあるのを「市川市物品購入指名競争入札実施要領」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。